N25	32°15.703′	129°33.775′
N26	32°12.170′	129°32.302′
N27	32°10.945′	129°31.199′
N28	31°55.946′	129°24.404′

敷設ルートポジション（沖縄側）

PT番号	緯度（N）	経度（E）
沖縄LP	26°05.076′	127°41.573′
O1	26°04.543′	127°42.033′
O2	26°03.307′	127°43.473′
O3	26°02.693′	127°46.680′
O4	26°02.111′	127°48.259′
O5	26°02.079′	127°48.663′
O6	26°02.238′	127°49.197′
O7	26°02.875′	127°52.120′
O8	26°03.500′	127°53.300′
O9	26°08.507′	128°04.997′
O10	26°13.765′	128°08.640′
O11	26°15.424′	128°08.518′
O12	26°20.291′	128°11.980′
O13	26°21.243′	128°13.598′
O14	26°28.374′	128°18.468′
O15	26°29.412′	128°18.474′
O16	26°31.222′	128°19.789′
O17	26°32.006′	128°21.144′
O18	26°38.006′	128°25.169′
O19	26°39.151′	128°25.639′
O20	26°45.401′	128°25.602′
O21	26°52.857′	128°24.177′
O22	26°56.900′	128°23.088′
O23	26°59.046′	128°21.049′
O24	27°03.276′	128°20.373′
O25	27°12.069′	128°25.985′
O26	27°19.375′	128°25.229′
O27	27°24.327′	128°22.355′
O28	27°26.038′	128°19.380′
O29	27°27.446′	128°18.656′

○法務省告示第二百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社ジェイ・オー・エヌ・七二	茨城県北茨城市関本町富士ケ丘九百二十二番地五	強化プラスチック成形

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社シージーエム	栃木県宇都宮市上戸祭四丁目九番五号	フォークリフトの故障診断・修理・整備

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社オーエム	大阪府東大阪市若江東町四丁目一番十一号	錫の精錬・精製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日までの間に本邦に入国する者